

子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準が2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、文科省が示す「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託の推進のためには国・自治体での財政措置が不可欠です。

本市でも、「第三次創甲斐教育推進大綱」を市政教育の基本に据え、確かな学力と豊かな心を育む教育の推進、個別最適な学びの充実、教育相談体制や安心できる学校環境の整備など学校教育の充実を図るための施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担制度の堅持が必要です。

子どもたちは、将来の日本社会の担い手であり、教育の充実は極めて重要です。このような観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。
1. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
1. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月2日

山梨県甲斐市議会議員 小澤 重則

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣